



平成24年3月2日

各位

会社名 森電機株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小川 浩平  
(コード番号 6993 東証第二部)  
問合せ先 総務部長 岩瀬 茂雄  
(TEL. 03-3448-7300)

### 業績予想の修正に関するお知らせ

平成23年8月10日に公表いたしました平成24年3月期（平成23年4月1日～平成24年3月31日）の通期の連結業績予想を下記のとおり修正いたしましたので、お知らせします。

#### 記

#### 1. 通期（平成23年4月1日～平成24年3月31日）の連結業績予想の修正

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	450	△ 405	△ 22	△ 31	△ 0.09
今回修正予定 (B)	450	△ 405	△ 122	△ 129	△ 0.38
増減額 (B-A)	0	0	△ 100	△ 98	
増減率 (%)	—	—	—	—	
(ご参考) 前期実績 (平成23年3月期)	392	△ 421	△ 11	△ 30	△ 0.09

注：大黒屋株式移転（譲渡）に伴う株式譲渡損益は譲渡価額不確定のため、見込んでおりません。

従来のDW（大黒屋）持分法損益は第4四半期予想ではゼロとしております。

#### 2. 修正の理由

当社の連結子会社であるオリオン・キャピタル・マネージメント株式会社が38.6%の株式を保有することから当社の持分法適用会社に該当する株式会社ディーワンダーランド（以下「DW」といいます。）においては、株式会社大黒屋（以下「大黒屋」という。）の株式を100%保有していますが（以下、これを「本件株式」といいます。）、当社平成24年2月16日付開示の「当社持分法適用会社保有の株式会社大黒屋に対する売買予約権の行使（質権の実行）について」で公表しましたとおり、大黒屋への貸付債権を有する銀行団から、DWに対し、DWが同債権のために担保提供していた本件株式について売買予約契約に基づく売買予約完結権を行使して、銀行団が指定するSPC（特定目的会社）に取得させた旨の通知がなされました。

これにつきましては、次項に述べますとおり、当社としましては、売買予約完結権行使が関係法令に違反する可能性があることと判断していることから、依然としてDWが本件株式を所有しており、DWにおいても当社と同様の判断に立って所要の法的手続きをとっていくものと聞いておりますが、会計の保守主義の観点から、本件株式がDWの所有でなくなっ

たことを前提にして当社の連結業績予想修正することにしました。この場合、前記1のとおり、当社の平成24年3月期の経常利益、当期純利益はDW（大黒屋）の第4四半期持分法利益予想がゼロになることから、これまでの予想を下回る見通しとなります。大黒屋株式移転（譲渡）に伴うDWでの株式譲渡損益（株式譲渡価額と投資簿価との差額）は譲渡価額不確定のため、持分法損益として見込んでおりません。

現時点において、平成25年3月期の連結業績予想はDW（大黒屋）持分法損益を除くと売上高465百万円、営業損失363百万円、経常損失412百万円、当期純損失416百万円になる見込みと見ておりますが、この数値につきましては、改めて精査の上、平成24年5月公表予定の「平成24年3月期 決算短信」でお知らせいたします。

### 3. 本件売買予約完結権行使に関係法令に違反する可能性があるとは判断する理由と今後の見通し

当社平成23年9月16日付開示の「当社持分法適用会社グループ子会社における借入金の返済期限到来並びに第三者割当増資引受について」で公表しましたとおり、DW及び大黒屋は、銀行団との間で、本件株式の質権の実行の猶予を合意した後、借入金を弁済するためのリファイナンスの実行を受けられるよう、金融機関との協議を進めてきたところであり、これを踏まえて、大黒屋は、銀行団に対し、手許資金及び金融機関からの新規借入により残債務の二分の一以上を一部弁済した上で、残りの債務については、過去の返済実績からして大黒屋のキャッシュフローから確実に返済できる旨の弁済計画を提示し、リファイナンスを認めてもらうように要望してきました。

しかし、銀行団は、このリファイナンスを拒絶し、本件株式にかかる売買予約完結権を行使し、その指定するSPCに本件株式を売渡した旨を通知してきました。

当社見解は、本件売買予約契約は、DWが物上保証人にすぎないにもかかわらず、銀行団に残債権がある限り、DWの大黒屋からの債権回収を制限するなど極めて不当な内容になっている上、上記のとおり大黒屋が残債務の二分の一以上を弁済した上で残りの債務についての合理的な返済計画を提出しているにもかかわらず、これを拒絶して売買予約完結権を行使してきたものであり、当社としては、これについては関係法令に違反する可能性があるとは判断しております。今後、DWにおいても、SPCに対する本件株式の譲渡は無効である旨主張し、また、仮にその譲渡が有効であるとされる場合には、DWは物上保証人として大黒屋に対する求償権を行使する予定であると聞いております。

現状は以上のとおりですが、当社としましては、適宜、DWから本件についての対応の報告を受け、今後とも、開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせすることといたします。

以上